

1 修正の背景

- (1) 平成30年修正・令和3年修正（部分修正）：水防法の改正に伴う想定最大規模の風水害対策、令和元年東日本台風に基づく風水害対策強化、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う複合災害対策の反映
- (2) 令和4年修正（全体修正）：「都地域防災計画（令和元年修正）」、関連法令の改正との整合
- (3) 令和6年修正（部分修正）：「都地域防災計画（令和5年修正）」との整合、「首都直下地震等による東京の被害想定」の反映

2 修正の目的・方針

- (1) 都心南部直下地震発生時に想定される被害に対応しうる「危機管理体制」について、これまでの各種検討及び訓練での検証成果を反映
- (2) 避難所環境の改善及び在宅避難支援体制の構築や富士山大規模噴火時の降灰対策等環境の変化を踏まえた検討成果を反映
- (3) 令和7年9月豪雨に基づく風水害対策強化及び令和8年5月末に運用を開始する気象庁による「防災気象情報」の改善を反映

3 修正の概要

応急対策	修正の概要
災害対策本部事務局体制	事務局をスリム化し、災対各部担当者を庁議室に常駐させることにより、 <u>迅速な対応策立案・指示機能を備えたオペレーションルーム</u> へ変革
帰宅困難者対策	区内の鉄道駅に想定される <u>（行き場のない）帰宅困難者約1.7万人</u> を受け入れ、一時滞在施設に加え、 <u>区管理施設を臨時に開設し、初動対応要員を配置</u>
遺体の取扱い	<u>700を超えるご遺体を尊厳をもって見送る</u> ため、必要な <u>遺体収容所を開設</u> し、職員を配置
災害時物流	<u>区内200箇所を超える避難所（避難者：最大約21万人）</u> に救援物資及び備蓄物資を <u>滞りなく輸送</u> できる物流体制を構築
補完避難所運営体制	<u>41箇所の補完避難所</u> に、施設規模に応じて <u>職員を配置し、物品・救援物資を輸送</u>
避難所環境の改善・在宅避難支援体制の構築	発災1週間後から、避難所避難者を <u>建物全壊者等に限定し、スフィア基準を踏まえた避難所環境を提供</u> するとともに、安心して帰宅し生活できるよう <u>在宅避難者支援体制を強化</u>

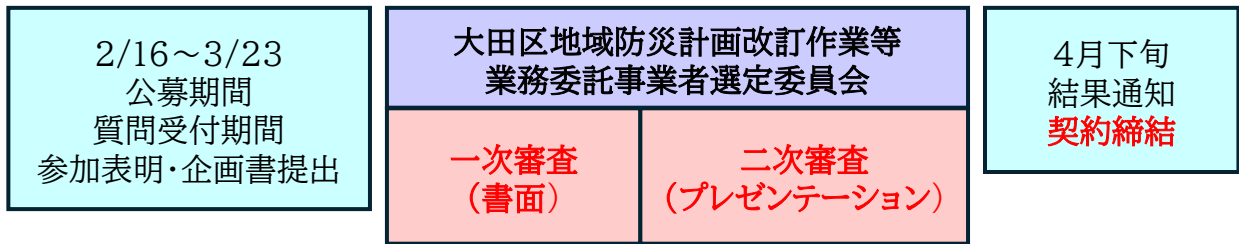
応急対策	修正の概要
火山対策計画	「都地域防災計画火山編（令和7年修正）」を受け、区として必要な降灰対策を「 <u>収集</u> 」「 <u>仮置</u> 」「 <u>処分</u> 」に区分し、それぞれの <u>具体的要領を作成</u>
風水害予防・応急・復旧計画	<u>「防災気象情報」の改善</u> を契機とし、気象台や河川事務所等と密接に連携し、 <u>災害（浸水）リスクに応じた避難対策</u> を講じられる体制を整える。

別紙「災害対策本部運営訓練検証状況・環境変化対応検討状況」

4 大田区地域防災計画改訂作業等業務委託公募型プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの目的
区および防災関係機関が有する全機能を有効に発揮できるよう、前回令和4年度修正後の各種検討・訓練で得られた検証成果および各項目の更新事項等の反映を専門的なノウハウを持った事業者によって実行するため

(2) プロポーザルの流れ



5 修正業務スケジュール

